

平成 24 年第 5 回玉城町議会定例会会議録 (第 1 号)

招集年月日 平成 24 年 12 月 12 日 (水)

招集の場所 玉城町議会議場

開 議 平成 24 年 12 月 12 日 (水) (午前 9 時 00 分)

出席議員	1 番 中西 友子	2 番 北 守	3 番 坪井 信義
	4 番 北川 雅紀	5 番 中瀬 信之	6 番 山口 和宏
	7 番 奥川 直人	8 番 山本 静一	9 番 前川 隆夫
	10 番 川西 元行	11 番 風口 尚	12 番 小林 豊
	13 番 小林 一則		

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	辻村 修一	副 町 長	中郷 徹	教 育 長	山口 典郎
総務課長	林 裕紀	会計管理者	前田 浩三	税務住民課長	田畑 良和
生活福祉課長	中村 元紀	上下水道課長	東 博明	産業振興課長	田間 宏紀
建設課長	松田 幸一	教育事務局長	中西 元	病院老健事務局長	田村 優
総務課長補佐	見並 智俊	教育委員長	加藤 禎一	監 査 委 員	中西 正光

職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	辻 誠	同 書 記	宮本 尚美	同 書 記	内山 治久
--------	-----	-------	-------	-------	-------

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 5 議案第 7 2 号 専決処分の承認を求めることについて (平成 2 4 年度玉城町一般会計補正予算 (第 3 号))
- 第 6 議案第 7 3 号 玉城町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 第 7 議案第 7 4 号 玉城町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について
- 第 8 議案第 7 5 号 玉城町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について

- 第 9 議案第 76 号 玉城町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定について
- 第 10 議案第 77 号 玉城町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について
- 第 11 議案第 78 号 玉城町町営住宅等の整備基準を定める条例の制定について
- 第 12 議案第 79 号 玉城町水道法施行条例の制定について
- 第 13 議案第 80 号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第 14 議案第 81 号 町税条例の一部改正について
- 第 15 議案第 82 号 玉城町保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第 16 議案第 83 号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少に関する協議について
- 第 17 議案第 84 号 三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について
- 第 18 議案第 85 号 平成 24 年度玉城町一般会計補正予算 (第 4 号)
- 第 19 議案第 86 号 平成 24 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 20 議案第 87 号 平成 24 年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 21 議案第 88 号 平成 24 年度玉城町水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第 22 議案第 89 号 平成 24 年度玉城町下水道事業会計補正予算 (第 2 号)

### 開議の宣告

○議長 (風口 尚) ただ今の出席議員数は 13 名で、定足数に達しております。

よって、平成 24 年第 5 回玉城町議会定例会は成立いたしましたので開会いたします。

開会にあたり町長より定例会召集の挨拶があります。町長 辻村修一君

### 定例会召集の挨拶

○町長 (辻村修一) 平成 24 年第 5 回玉城町議会定例会開会にあたりまして、一言挨拶を申し上げます。

平素は議員の皆さま方には玉城町の町政推進につきまして、格別のご指導ご鞭撻を賜っておりますことを心からお礼を申し上げます。今、16 日投票予定の衆議院総選挙が行わ

れておりますけれど、特に原発或いは経済対策等を争点と致しまして12の政党が乱立をしておる状況でございます。今、国、地方が抱えますところの課題に真執に対応する政権が誕生することを期待をしたいと考えとる次第でございます。さて、本定例会でご審議を賜ります主なものといたしましては、地域主権一括法の施行に伴うところの条例制定をはじめ、各会計の平成24年度予算に対する補正をお願いするという内容になっております。なにとぞ宜しくお願いを申し上げて、開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。

### 会議録署名議員の指名

○議長（風口 尚）これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手許に配布のとおりであります。日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

1番 中西 友子 さん                      2番 北 守 君

の2名を指名いたします。

### 会期の決定

○議長（風口 尚）次に、日程第2 会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。今期定例会の会期は、本日から12月19日までの8日間といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日から12月19日までの8日間と決定致しました。なお、会期中の会議予定につきましては、先日配布致しました会期日程案のとおりでありますのでご了承願います。

### 諸報告

○議長（風口 尚）次に、日程第3 諸報告を致します。

報告 第8号 監査委員から平成24年8月分ないし10月分に関する例月出納検査の結果報告書並びに報告第9号 平成24年度定期監査結果報告書の提出がありましたので、その写しをお手許に配布いたしましたので了承願います。以上で、諸報告を終わります。

### 議案の上程

○議長（風口 尚）次に、日程第4 諮問第3号 人権擁護員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

○町長（辻村修一）諮問第3号 人権擁護員の推薦につき意見を求めることについて提案理由を申し上げます。

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由を申し上げます。

人権に関する課題が複雑化する中、年々住民のニーズも多様化しております。人権意識は、普及してまいりましたが、今なお、自分の人権のみを主張し、他人の人権を顧みない風潮が見受けられます。

今回、本町の人権擁護委員の たちばな なおあき 橘 尚明 氏が任期満了となりますが、人格、識見共に適任と考え、引き続き同氏を人権擁護委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。補足は省略させていただきます。よろしく、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（風口 尚）提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

本案については、推薦することに同意いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、諮問第3号は原案のとおり推薦することに決しました。

次に、日程第5 議案第72号 専決処分の承認を求めることにを議題といたします。  
町長より提案理由の説明を求めます。

○町長（辻村修一）議案第72号 平成24年度玉城町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

今回の専決処分は、衆議院が11月16日解散され、衆議院議員総選挙が12月4日公示、12月16日執行されることに伴い、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の関係費用を補正したものであります。

これについては、早急に措置しなければならぬため、地方自治法第179条第1項の規定により、議会を召集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、11月20日専決処分をいたしたものであります。

なお、詳細につきましては、副町長から説明いたさせます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○副町長（中郷 徹）議案第72号 平成24年度玉城町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることにつきまして、補足説明を申し上げます。

予算書に沿いまして、まず歳入から説明いたします。

（予算書朗読方々説明する）

提案理由の説明は終わりました。これより、議案に対する質疑、討論、採決を行います。まずはじめに質疑を行います。発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。まず、反対討論の発言はありますか。

（「議事進行」の声あり）

これにて、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、日程第6 議案第73号 玉城町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定についてないし日程第12 議案第79号 玉城町水道法施行条例の制定についてを一括議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長 辻村 修一君

○町長（辻村修一）議案第73号 玉城町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本議案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権一括法、以下の議案につきましても「地域主権一括法」とさせていただきますことをご了承賜りたいと思います。この施行に伴い、道路法が改正され、これまで政令で定められてきました都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準を、道路管理者である地方公共団体の条例で定めることになったため、条例を制定するものであります。なお、詳細につきましては、建設課長から説明いたします。

次に、議案第74号 玉城町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本議案についても地域主権一括法の施行に伴い、道路法が改正され、これまで都道府県道及び市町村道に設ける道路標識の様式は、国の命令で定められてきましたが、案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識の寸法については、道路管理者である地方公共団体の条例で定めることになったため、条例を制定するものであります。

なお、詳細につきましては、建設課長から説明いたします。

次に、議案第75号 玉城町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本議案についても地域主権一括法の施行に伴い、河川法が改正され、準用河川に係る河川管理施設等の構造について、河川管理上必要とされる技術的基準が、市町村の条例に委任されたため、条例を制定するものであります。

なお、詳細につきましては、建設課長から説明いたします。

次に、議案第76号 玉城町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本議案についても地域主権一括法の施行に伴い、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称：バリアフリー法）が改正され、国道に係る基準を除き、都道府県道又は市町村道の道路管理者である地方公共団体の条例でその基準を定めることになっ

たため、条例を制定するものであります。

なお、詳細につきましては、建設課長から説明いたさせます。

議案第 77 号 玉城町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本議案についても地域主権一括法の施行に伴い、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称：バリアフリー法）が改正され、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準が地方公共団体の条例に委任されることになったため、条例を制定するものであります。なお、詳細につきましては、建設課長から説明いたさせます。

次に、議案第 78 号 玉城町町営住宅等の整備基準を定める条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本議案についても地域主権一括法の施行に伴い、公営住宅法が改正され、これまで国土交通省令で定められてきた公営住宅の整備基準を、国土交通省令で定める基準を参酌して事業主体である町が条例で定めることになったため、条例を制定するものであります。

なお、詳細につきましては、建設課長から説明いたさせます。

次に、議案第 79 号 玉城町水道法施行条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本議案についても地域主権一括法の施行に伴い、水道法が改正され、布設工事監督者と水道技術管理者の配置基準及び資格基準について、政令を参酌して条例で定めることになったため、条例を制定するものであります。

なお、詳細につきましては、上下水道課長から説明いたさせます。

○議長（風口 尚）建設課長 松田幸一君

○建設課長（松田幸一） それでは、担当いたします議案第 73 号から議案第 78 号までの 6 議案について補足説明を申し上げます。

この 6 議案の制定につきましては、先ほど町長から説明がありましたように「地域の自主性及び自立性を高めるための、改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」いわゆる地域主権一括法の施行に伴い、所要の整理を行う必要が生じたため、条例の制定をしようとするものです。

まず、議案書の 1 ページをお願いいたします。議案第 73 号 玉城町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について補足説明を申し上げます。

この条例の趣旨につきましては、町道の構造の一般的技術的基準を定めるもので、現在までは、主に道路法及び道路構造令で定められていましたが、今回、継続した基準、内容で本条例を制定しようとするものです。

制定の主な内容としましては、第 1 条で、趣旨を、第 2 条で定義を、第 3 条以降で、道

路の形状等設置の基準を定めておりますので、ご高覧賜りますよう宜しくお願いします。

次に、25 ページの議案第 74 号 玉城町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について補足説明を申し上げます。

この条例の趣旨は、町道に設ける道路標識の寸法を定めるもので、現在までは、主に道路法及び道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（建設省令第 3 号）で定められていましたが、今回、継続した基準、内容で本条例を制定しようとするものです。

制定の主な内容としましては、第 1 条で趣旨を、第 2 条で定義等を、第 3 条以降で、標識の形状等設置の基準を定めておりますので、ご高覧賜りますよう宜しくお願いします。

次に、31 ページの議案第 75 号 玉城町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について補足説明を申し上げます。

この条例の趣旨は、準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定めるもので、現在までは、主に河川法及び河川管理施設等構造令で定められていましたが、今回、継続した基準、内容で本条例を制定しようとするものです。

制定の主な内容としましては、第 1 条で趣旨を、第 2 条で定義を、第 3 条以降で、適用の範囲、構造、管理施設等の形状など、技術的基準を定めておりますので、ご高覧賜りますよう宜しくお願いします。

次に、59 ページの議案第 76 号 玉城町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定について補足説明を申し上げます。

この条例の趣旨は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進のために必要な町道の構造に関する基準を定めるもので、現在までは、主に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令で定められていましたが、今回、継続した基準、内容で本条例を制定しようとするものです。

制定の主な内容としましては、第 1 章で、趣旨、定義等を、第 2 章では歩道等を、第 3 章では、立体横断施設を、第 4 章で乗り合い自動車停留所を、第 5 章では、自動車駐車を、第 6 章では、移動等円滑化のために必要なその他の施設等を定めておりますので、ご高覧下さいますよう宜しくお願いします。

次に、73 ページの 議案第 77 号 玉城町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について補足説明を申し上げます。

この条例の趣旨は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定めるもので、現在までは、主に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令で定められていましたが、今回、継続した基準、内容で本条例を制定しようと

するものです。

制定の主な内容としましては、第1条で、趣旨を、第2条で定義を、第3条以降で、特定公園の施設、設置の基準を定めておりますので、ご高覧賜りますようお願いいたします。

次に、83ページの 議案第78号 玉城町町営住宅等の整備基準を定める条例の制定について補足説明を申し上げます。

この条例の趣旨は、公営住宅及び共同施設の整備基準を定めるもので、現在までは、主に公営住宅法及び公営住宅等整備基準省令で定められていましたが、今回、継続した基準、内容で本条例を制定しようとするものです。

制定の主な内容としましては、第1章で趣旨及び定義、良好な居住環境の確保を、第2章で敷地の基準を、第3章で町営住宅等の基準を定めておりますので、ご高覧賜りますようお願いいたします。

以上、補足説明とさせていただきます。どうか、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（風口 尚）上下水道課長 東 博明君

○上下水道課長（東 博明）議案第79号 玉城町水道法施行条例の制定についての補足説明をいたします。91ページをお願いいたします。

地域主権一括法により水道法第19条が改正され布設工事監督者及び水道技術管理者の配置基準及び資格基準について政令の基準を準用していたものを条例化するものです。

第1条は趣旨についての記述です。

第2条は布設工事監督者が監督業務を行う工事の範囲を掲げたもので1日最大給水量、水源の種別、浄水方法や大規模な新設、増設、改造に係る工事を対象としております。

第3条で布設工事監督者の資格、第4条は水道技術管理者の資格について掲げたものです。それぞれの資格について学歴に伴う必要な経験年数や講習を掲げており、政令の基準と同じです。以上よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（風口 尚）提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第13 議案第80号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君

○町長（辻村修一）議案第80号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。



本議案についても地域主権一括法の施行に伴い、関係する条例について所要の整理を行う必要が生じたため、制定するものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長から説明いたさせます。

○議長（風口 尚）総務課長 林 裕紀君

○総務課長（林 裕紀）議案第 80 号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、補足説明を致します。

改正条例案は 97 ページ、条例改正等の新旧対照表は 1 ページから 3 ページをご覧ください。まず、玉城町町営住宅管理条例の一部改正からご説明いたします。第 6 条の改正につきましては公営住宅法施行例で定められていた入居資格の基準額を町営住宅管理条例に明記したものでございます。第 12 条第 3 項の改正につきましては入居者の親族以外で病気や特別の事情があり同居させることが必要であると認めるときは町営住宅に入居させることができる旨を新たに追加したものでございます。続きまして、玉城町都市公園条例の一部改正につきましては、都市公園の配置及び規模に関する技術的基準並びに公園施設としての設けられる建築物の建築面積に関する基準を新たに定めたものでございます。続きまして玉城町下水道事業の設置等に関する一部改正につきましては公共下水道の構造の技術上の基準を政令から条例で定めることになり、下水道法を施行例で準用しておりましたものを条例に明記するものでございます。また、平成 25 年 4 月以降、宮川流域下水道の接続により処理場を玉城浄化センターから宮川浄化センターに変更することによる計画汚水量の表示を行うものでございます。以上補足説明とさせていただきます。宜しくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（風口 尚）提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第 14 議案第 81 号 町税条例の一部改正について、ないし日程第 15 議案第 82 号 玉城町保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを一括議題といたします。町長より 提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君。

○町長（辻村修一）議案第 81 号 町税条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、個人住民税の年金所得者に係る申告手続きの簡素化と、公害防止用の下水道除外施設に係る固定資産税の課税標準の特例割合を定めるため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、税務住民課長から説明いたさせます。

次に、議案第 82 号 玉城町保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、各保育所の位置の表示を現在の住所表示に改める改正とあわせて字句の整備を行うものであります。なお、補足は省略させていただきます。

以上宜しくお願いいたします。

○議長（風口 尚）税務住民課長 田畑良和君

○税務住民課長（田畑良和）議案第 81 号 町税条例の一部改正につきまして、補足説明を申し上げます。改正の内容としましては、地方税法等の一部改正に伴い、個人住民税の年金所得者に係る申告手続きの簡素化と、公害防止用の下水道除外施設に係る固定資産税の課税標準の特例割合を定めるため、町税条例の一部を改正しようとするものでございます。補足資料の 5 ページをご覧ください。

初めに、第 36 条の 2 の改正は、町民税の申告でございますが、公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった方が、寡婦、婦人に限らず、夫の場合の寡夫も含めまして、控除を受けようとする場合に、平成 26 年度分の申告から申告書の提出を不要とするものであります。内容は、これまで、公的年金等以外の所得がない方で、寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合は町民税の申告が必要でしたが、平成 23 年度税制改正により、所得税の源泉徴収税額の計算において、当該年金所得者が年金保険者、これは日本年金機構や共済組合等でございますが、この年金保険者に提出する「扶養親族等申告書」に寡婦（寡夫）控除の欄が追加され、年金保険者が町に提出する「公的年金等支払報告書」に同控除が記載されるようになり、町では同控除の有無が把握できるようになりました。これに応じた平成 24 年 3 月における地方税法の改正により、当該年金所得者は町民税の申告書へ同控除の記入が不要となり、申告手続きが簡素化されることに伴い、条例の改正を行うものです。

次に、附則第 10 条の 3 の創設でございますが、改正の内容は、条ずれを整備するものでございます。

次に、附則第 10 条の 2 の改正でございますが、追加する規定は、固定資産税における償却資産の特例措置でございますが、公共下水道の利用者が排水の水質基準を満たさない場合に設置を義務付けられている施設に係る課税標準の特例について定めたものであります。

その内容は、現行上、特例割合を 4 分の 3 と定められている下水道除外施設、これは下水道施設の機能を妨げたり、損傷させたりする恐れのある下水を、一定基準以下の水質にして下水道に流すことができるようにするため、有害物質を除去する施設を指しますが、当該償却資産が、このたびの法改正により導入されました地域決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例の対象となりました。このことにより、これまで国が一律に規定しておりました課税標準の軽減率を地方団体が自主的に判断し、特例割合を 4 分の 3 を参酌して、3 分の 2 以上 6 分の 5 以下の範囲内において、条例で定めることとされましたことから、その特例割合を 4 分の 3 とする改正を町税条例に追加規定するものでございます。

なお、期間につきましては、3 年間延長され、平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間の取得分となっております。

これに伴い、法律と条例の整合を図るため、関連する町税条例の所要の規定の整備を行う必要が生じたことから議案提出するものでございます。

以上で、町税条例の一部を改正する条例の説明といたします。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（風口 尚）提案理由の説明は終わりました。

次に日程第 16 議案第 83 号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少に関する協議について、ないし日程第 17 議案第 84 号 三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてを一括議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一。

○町長（辻村修一）議案第 83 号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少に関する協議について、提案理由を申し上げます。

平成 25 年 3 月 31 日をもって多気学校給食センター管理組合が解散し、三重県市町公平委員会から脱退することにより、共同設置する地方公共団体の数が減少することについて、関係地方公共団体と協議するため、議会の議決を求めるものであります。

なお、補足は省略させていただきます。

次に、議案第 84 号 三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について、提案理由を申し上げます。

多気学校給食センター管理組合の脱退に伴い、三重県市町公平委員会共同設置規約を変更することについて、関係地方公共団体と協議するため、議会の議決を求めるものであります。なお、補足は省略させていただきます。以上でございます。宜しくお願い申し上げます。

○議長（風口 尚）提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第 18 議案第 85 号 平成 24 年度玉城町一般会計補正予算（第 4 号）についてないし日程第 22 議案第 89 号 平成 24 年度玉城町下水道事業会計補正予算（第 2 号）についてを一括議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君

○町長（辻村修一）議案第 85 号 平成 24 年度玉城町一般会計補正予算（第 4 号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、総額 6 千 2 万 1 千円を追加し、歳入歳出予算総額を 53 億 1 千 100 万円とするものであります。

歳入の主な内容といたしましては、町税において法人町民税の 1 千 435 万円の増額、固定資産税では半島振興法による償却資産の額の確定により 1 千 883 万 3 千円を増額したほか地方交付税を 2 千 135 万 7 千円増額しております。

国庫支出金では、障害者自立支援給付費に係る補助金として 1 千 271 万 7 千円を増額しております。社会資本整備総合交付金については、事業の見直しにより 3 千 250 万円を減額しております。

また、防衛省の内示を受け、外城田小学校講堂の空調防音工事の補助金 226 万 5 千円を新規に計上しております。

県支出金につきましては、それぞれの事業につきまして精査を行ったものであります。

寄附金につきましては、町内外からたくさんのふるさと寄附金をいただいております。今回305万円を増額しております。なお、本年10月には、ふるさと応援寄附の件数が延べ1千件を突破いたしました。

諸収入につきましては、国・県における障害者自立支援給付事業補助金に係る過年度精算金として860万3千円を計上しております。

町債におきましては、それぞれの事業につきまして精査を行ったものであります。なお、外城田小学校講堂空調防音工事及び城山法面補修工事に係る事業債を今回新規に計上しております。

続きまして、歳出の主なものについて説明させていただきます。

総務費では、法人税の過誤納還付金368万5千円を増額しております。

民生費では、国民健康保険特別会計への繰出金について精査を行い増額したほか、障害者自立支援に係る給付費を2千700万1千円増額しております。

衛生費では、旧中角投棄場用地の登記委託料183万4千円、同じく土地購入費として1千414万2千円を新規に計上しております。

労働費では、事業の精査により473万2千円を減額しております。なお、今回新規事業として公有財産台帳整備業務委託料750万1千円を新規に計上しております。

農林水産費、商工費、土木費につきましては、各事業の精査を行ったものであります。

次に消防費につきましては、防災無線の修繕費として111万8千円を増額しております。

教育費では、村山記念館展示室の空調機修繕工事請負費として161万7千円のほか、外城田小学校講堂の空調防音工事請負費1千50万円を新規に計上しております。

諸支出金では、公共下水道事業への繰出金1千507万2千円を増額しております。

以上、簡単ではございますが提案説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては副町長から説明いたさせます。

次に、議案第86号 平成24年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、総額951万3千円を追加し、歳入歳出予算総額を16億2千43万3千円とするものであります。

補正の内容につきましては、県の特別調整交付金を受け収納対策に取り組む費用の計上、及び保険基盤安定事業の繰入を行うものであります。

なお、詳細につきましては生活福祉課長から説明いたさせます。

次に、議案第87号 平成24年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入で繰入金と諸収入の増額で61万6千円を増額し、歳出で農業集落排水事業費を同額の61万6千円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ5千821万6千円とするものであります。

なお、詳細につきましては上下水道課長から説明いたさせます。

次に、議案第 88 号 平成 24 年度玉城町水道事業会計補正予算（第 1 号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、収益的収支の支出で営業費用の増額 329 万 3 千円と、資本的収支の支出において建設改良費の水道拡張費で 111 万 1 千円の増額をしようとするものであります。

なお、詳細につきましては上下水道課長から説明いたさせます。

次に、議案第 89 号 平成 24 年度玉城町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、資本的収支の収入で企業債の減額と、補助金の増額で差引き 507 万 2 千円を増額し、資本的支出において建設改良費の施設費で同額の 507 万 2 千円の増額をしようとするものであります。

なお、詳細につきましては上下水道課長から説明いたさせます。

以上、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（風口 尚）副町長 中郷 徹君

○副町長（中郷 徹）議案第 85 号 平成 24 年度玉城町一般会計補正予算（第 4 号）について、補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する）

○議長（風口 尚）生活福祉課長 中村元紀君

○生活福祉課長（中村元紀）議案第 86 号 平成 24 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する）

○議長（風口 尚）上下水道課長 東 博明君

○生活福祉課長（中村元紀）担当いたします議案第 87 号から 89 号について補足説明を申し上げます。

まず、議案第 87 号 平成 24 年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する）

続きまして、議案第 88 号 平成 24 年度玉城町水道事業会計補正予算（第 1 号）について、補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する）

続きまして、議案第 89 号 平成 24 年度玉城町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について提案理由を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する）

○議長(風口 尚)以上で、提案理由の説明は終わりました。

これで、本日の日程は すべて終了いたしました。

明日 13 日は、午前 9 時から本会議を開き、町政一般に関する質問を行いますから、定刻までにご参集願います。

なお、陳情書の提出がありましたので、議会運営委員会で協議いただきました結果、議員の皆さんにその写しを配布することと致しましたのでお届けしております。ご了承ください。

本日は、これを以って散会いたします。どうもご苦労さまでした。

（午前 10 時 20 分 散会）